

山 監 査 第 1 5 6 号  
令和 8 年（2026 年）1 月 2 2 日

地方自治法第 1 9 9 条第 4 項及び山陽小野田市監査基準第 2 条第 1 項第 1 号の規定に基づく定期監査を実施したので、地方自治法第 1 9 9 条第 9 項及び山陽小野田市監査基準第 1 6 条の規定により、その結果に関する報告書を次のとおり公表する。

山陽小野田市監査委員 江 本 勝 一

山陽小野田市監査委員 藤 岡 修 美

- 1 報告内容  
別紙のとおり
- 2 報告書提出先  
山陽小野田市長及び山陽小野田市議会
- 3 報告書提出年月日  
令和 8 年 1 月 2 2 日

## 定期監査の結果に関する報告書

地方自治法第199条第4項及び山陽小野田市監査基準第2条第1項第1号の規定に基づく定期監査を実施したので、地方自治法第199条第9項及び山陽小野田市監査基準第13条第1項の規定により、監査の結果に関する報告を下記のとおり決定した。

### 記

#### 1 監査の種別

定期監査

#### 2 監査の対象

協創部

厚狭地域交流センター、出合地域交流センター、埴生地域交流センター、厚陽地域交流センター

#### 3 監査の期間

令和7年12月10日から令和8年1月22日まで

#### 4 監査の着眼点

定期監査に関する着眼点に基づき実施した。

#### 5 監査の方法

今回の監査は、令和7年度に執行された事務事業を対象に実施した。監査に当たっては、あらかじめ監査資料の提出を求め、関係書類を抽出し、調査するとともに、必要に応じて関係職員から事情を聴取し実施した。

#### 6 監査の結果

監査した結果、次に掲げるものを除き、事務処理は適正になされているものと認められた。また、事務処理上の注意事項は、その都度関係職員に指摘している。

なお、監査結果に基づき又は監査結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

#### (1) 地域交流センター使用許可申請書（減免分含む）※許可書（写）含む及び納入済等通知書について

センター使用許可書の領収済印及び納入済等通知書の領収日付印の日付が7/11（金）のもので、市への入金約40日後の8/20（水）になっているものがある。確認したところ、施設を仮押さえだけした状態で

7/12（土）に使用し、約一月後にセンターの求めにより使用許可申請書が提出されたため、申請日及び許可日を7/11（金）に遡って許可書を作成し、施設使用料の領収日も7/11（金）として処理したものであった。

⇒ 市地域交流センター条例第5条第1項に、「センターを使用する者は、あらかじめ市長に申請し、その許可を受けなければならない。使用許可を受けた事項を変更するときも、同様とする。」とあるが、本件は許可を受けていないにもかかわらず施設を使用している。また、使用後に、遡った日付の申請を受け、遡った日付で許可書（領収を含む）を発行することは、虚偽の内容で許可書（領収を含む）を発行したことになる。そのような処理を行うことの無いよう、許可をしているかどうかの確認を徹底し、適正に取り扱われたい。

（厚陽地域交流センター）